

“成年後見制度で選挙権制限は、違憲”

このようなニュースが、マスコミに、繰り返し流されています。ことの発端は、障害当事者の名児耶匠さんの父親が、財産管理が心配と成年後見人となったことから、公職選挙法第11条第1項第1号の「成年被後見は、選挙権を有しない」という規定により、匠さんに、これまで認められていた選挙権が奪われてしまったことにあります。

成年後見制度のもとでは、障害当事者は、選挙権が認められないという問題提起は、実は、我が大学の有田先生（憲法学）が先鞭を付けたものです。

最初に、先生から、その事実を指摘され、違和感を強く感じたものです。なぜならば、国連・障害者の権利条約の第二十九条には、「政治的及び公的活動への参加」に関する規定があり、そこには、「締約国は、障害者に対して政治的権利を保障し、及び他の者と平等にこの権利を享受する機会を保障するものとし」、「障害者が、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、他の者と平等に政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害者が投票し、及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。」とあるからです。

ところが、有田先生によれば、この問題を指摘するものは、法曹界にはいなかったということでした。

東京地裁は、3月14日、この規定を違憲とした上で、障害当事者の選挙権を認める判決を言い渡しました。この規定の合憲性を巡る最初の司法判断として、画期的なものと言えます。この判決文（A4版35頁）をみますと、有田先生が、我が大学の紀要論文で主張してきたことが、大幅に取り入れられていることに気づきます。

3月15日付けの産経新聞に載った、有田先生のコメントは、次のとおりです。

「公職選挙法の規定に違憲判断が出たことは評価できる。日本は普通選挙を掲げながら、実際は障害者が排除されがちな制限選挙を行ってきた。今回の判決で、障害者と健常者が同じ権利を行使できる民主主義社会に向け、一歩前進したと言える。

ただし、制限選挙が今後も続く懸念も残る。なぜなら、今回の判決は『選挙権の有無を判断する基準に、成年後見制度を使うのは間違い』と述べているが、一方、能力によって選挙権を制限することは「合理的」としているからだ。

現在の日本の選挙権を行使するには、投票所で候補者の名前を書く能力が必要だが、その能力がない人は選挙権を剥奪されてよいのか。精神・知的障害者だけでなく、視覚障害者なども含め、より多くの人が投票可能な制度作りが必要だ。」

選挙権を行使するという行為は、ごく当たり前のことのはずですが、障害当事者にとっては、未だ、そのための条件整備が出来ていないのが現状です。判決文で、特に、問題なのは、有田先生の指摘するように、選挙権を行使するに足る「能力」によって、選挙権を制限する道が残されていることです。「能力」とは一体何なのか。その能力を個別に審査するなどの制度を創設し、これを公平に運用するなどのことは、実務的には、極めて困難なことを考えれば、容易に、選挙権の行使を制限することもできます。

障害者の問題となると、ノーマライゼーション、インクルージョンなどの言葉が飛び交いますが、まだまだ、理念と現実のギャップが大きいことを知らされた問題提起でした。

関西福祉大学

学長 安井 秀作